明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四）　三
〔告　示〕
○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（厚生労働七）　六
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同八）　八
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同九）
〔叙位・叙勲〕　二
〔褒　賞〕　三
〔公　告〕　三
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
地方公共団体
高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の変更関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月二十一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一